



観 観 産 第 2 7 0 号

平成 2 8 年 8 月 1 6 日

各都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁観光産業課長



時効処理等取扱要領の一部改正に係る周知について

標記について、法務省民事局商事課長より、関係機関への周知の依頼があり、一般社団法人日本旅行業協会、一般社団法人全国旅行業協会及び両協会非加盟の第1種旅行者へ別添のとおり情報提供しましたので、了知願います。

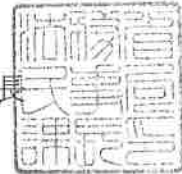
つきましては、各都道府県におかれましても、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会非加盟の第2種、第3種及び地域限定旅行者に対し、情報提供をして下さいますよう、よろしく願いいたします。



法務省民商第 1 2 3 号
平成 2 8 年 7 月 2 5 日

観光庁観光産業課長 殿

法務省民事局商事課長



時効処理等取扱要領の一部改正に係る周知について（依頼）

平成 2 5 年 1 月 1 5 日付け法務省民商第 8 号当職依頼をもってお知らせした、官公署の関与する供託事件につき消滅時効の完成時として扱う時点及び官公署への照会方法等を規定した時効処理等取扱要領については、本月 1 4 日付け法務省民商第 1 1 4 号法務省民事局長・法務省大臣官房会計課長通達により改正されましたので、お知らせします。

つきましては、貴管下関係機関への周知方につき、よろしくお取り計らい願います。

法務省民商第 1 1 4 号

平成 2 8 年 7 月 1 4 日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

法 務 省 大 臣 官 房 会 計 課 長

(公 印 省 略)

時効処理等取扱要領の一部改正について (通達)

営業上の保証供託における取戻請求権の消滅時効の起算点に関する最高裁判所平成 2 8 年 3 月 3 1 日第一小法廷判決を受けて、時効処理等取扱要領 (平成 2 5 年 1 月 1 1 日付け法務省民商第 7 号法務省民事局長・法務省大臣官房会計課長通達) を別添のとおり改正することとしましたので、貴管下供託官に周知方取り計らい願います。

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>2 営業上の保証供託 (1) 取戻請求権の消滅時効の完成時 ア 次のア又はイに掲げる場合には、当該ア又はイに定める期間が中断事由なく経過した場合に、営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。 ア 供託根拠法令に権利申出公告手続（営業上の保証供託に係る供託金として、取戻請求者又は当該営業前業保証金につき、権利申出期間（以下「権利の申出をすべき旨の公告又は告示（以下同じ。）の定めがない場合をいう。）をすることとをいう。以下同じ。）の定めがない場合について 供託根拠法令に権利申出公告手続の定めがない場合において、次の(ア)又は(イ)に掲げるときは、当該(ア)又は(イ)に定める期間が中断事由なく経過した時に、営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。 (ア) 供託根拠法令に、営業免許の失効若しくは取消し、営業廃止、事業者の死亡又は合併による消滅等の営業保証金を取り戻すことができず（以下「営業保証供託原因消滅事由」という。）の発生後、一定期間を経過したとき、営業保証供託原因消滅事由の発生後、当該一定期間を経過した日から起算して10年 (イ) (ア)の定めがないとき、営業保証供託原因消滅事由が発生した日の翌日から起算して10年 イ 供託根拠法令に権利申出公告手続の定めがある場合に 供託根拠法令に権利申出公告手続の定めがある場合において、次の(ア)又は(イ)に掲げるときは、当該(ア)又は(イ)に定める期間が中断事由なく経過した時に、営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。 (ア) 供託根拠法令に、営業保証供託原因消滅事由の発生後、一定期間（以下この期間を「公告免除期間」という。）を経過したときは、権利申出公告手続を要しな</p>	<p>2 営業上の保証供託 (1) 取戻請求権の消滅時効の完成時 ア 次のア又はイに掲げる場合には、当該ア又はイに定める期間が中断事由なく経過した場合に、営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。 ア 供託根拠法令に権利申出公告手続（営業上の保証供託に係る供託金として、取戻請求者又は当該営業前業保証金につき、権利申出期間（以下「権利の申出をすべき旨の公告又は告示（以下同じ。）の定めがない場合をいう。）をすることとをいう。以下同じ。）の定めがない場合について 供託根拠法令に権利申出公告手続の定めがない場合において、次の(ア)又は(イ)に掲げるときは、当該(ア)又は(イ)に定める期間が中断事由なく経過した時に、営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。 (ア) 供託根拠法令に、営業免許の失効若しくは取消し、営業廃止、事業者の死亡又は合併による消滅等の営業保証金を取り戻すことができず（以下「営業保証供託原因消滅事由」という。）の発生後、一定期間を経過したとき、営業保証供託原因消滅事由の発生後、当該一定期間を経過した日から起算して10年 (イ) (ア)の定めがないとき、営業保証供託原因消滅事由が発生した日の翌日から起算して10年 イ 供託根拠法令に権利申出公告手続の定めがある場合に 供託根拠法令に権利申出公告手続の定めがある場合において、次の(ア)又は(イ)に掲げるときは、当該(ア)又は(イ)に定める期間が中断事由なく経過した時に、営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。 (ア) 供託根拠法令に、営業保証供託原因消滅事由の発生後、一定期間（以下この期間を「公告免除期間」という。）を経過したときは、権利申出公告手続を要しな</p>

い旨の定めがあるとき 次の①又は②の区分に応じ、
当該①又は②に定める期間

① 権利申出公告がされていることが明らかでないとき
営業保証供託原因消滅事由の発生後、公告免除
期間を経過した日から起算して10年

② 権利申出公告がされていることが明らかでないとき
次のa又はbの区分に応じ、当該a又はbに定める
期間

a 公告をした権利申出期間が明らかでないとき 権利
申出公告がされた日から公告をした権利申出期間
の経過後、取戻請求ができるようになった日から
起算して10年

b 公告をした権利申出期間が明らかでないとき
営業保証供託原因消滅事由の発生後、権利申出を
するために必要な最低限の期間を経過した日から
起算して10年

(1) (7)の定めがないとき 次の①又は②の区分に応じ、
当該①又は②に定める期間

① 公告をした権利申出期間が明らかでないとき 権利申
出公告がされた日から公告をした権利申出期間の経
過後、取戻請求ができるようになった日から起算し
て10年

② 公告をした権利申出期間が明らかでないとき 営
業保証供託原因消滅事由の発生後、権利申出をする
ために必要な最低限の期間を経過した日から起算し
て10年

附 則 (平成28年7月14日法務省民商第114号)

(施行期間)

1 この通達による改正後の取扱要領は、平成28年7月14
日から施行する。

2 (歳入納付をした供託事件の取扱い)
この通達による取扱要領の改正の施行前に歳入納付をした
供託金については、払渡請求を認可する場合を除き、回復の
手続をすることを要しない。

また、供託官は、この通達による取扱要領の改正の施行前
に歳入納付をした供託事件について払渡請求を受けたとき
は、この通達による改正後の取扱要領により、消滅時効の完
成の有無について審査する。

(新設)

時効処理等取扱要領の一部改正の概要

改正前の営業上の保証供託における取戻請求権の消滅時効の起算点に関する取扱い

供託根拠法令に権利申出公告手続(営業上の保証供託に係る供託金の取戻請求をするに当たって、取戻請求の前提手続として、取戻請求者又は関係官公署等に当該営業保証金につき権利を有する者に対し、一定期間内に権利の申出をすべき公告又は告示をすること)をいう。以下同じ。)の定めがある場合は、営業免許の失効若しくは取消し、営業廃止、事業者の死亡又は合併による消滅等の**供託原因消滅事由の発生後、権利申出をするために必要な最低限の期間が経過した日から起算して10年**が中断事由なく経過した時に、営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。

平成28年3月31日最高裁第一小法廷判決

●判決理由の要旨

- (1) 取戻請求権の消滅時効は、権利を行使することができる時から進行し、10年をもって完成するところ、取戻事由が発生した場合において取戻公告がされなかつたときは、宅建業者であった者は、取戻事由が発生した時から10年を経過するまでの間、上記取戻請求権の行使ができないのであるから、その間、取戻請求の行使に法律上の障害があることは明らかである。
- (2) 宅建業法30条2項の規定は、取戻請求をするに当たり、取戻公告をすることを義務的なもの又は原則的なものとする趣旨ではなく、取戻公告をして取戻請求をするか、取戻公告をすることなく所定の期間の経過後に取戻請求をするかの選択を、宅建業者であった者の自由な判断に委ねる趣旨である。
- (3) 宅建業法30条1項前段所定の取戻事由が発生した場合において、取戻公告がされなかつたときは、**営業保証金の取戻請求権の消滅時効は、当該取戻事由が発生した時から10年を経過した時から進行するものと解するのが相当である。**

平成28年3月31日最高裁第一小法廷判決を受けて時効処理等取扱要領の一部を改正

改正前の「時効処理等取扱要領」第4の2(1)に記載されている営業上の保証供託における取戻請求権の消滅時効の完成時については、供託根拠法令に権利申出公告手続の定めがない場合(イ)と定めがある場合(ア)のみの区分となっていたことから、平成28年3月31日最高裁第一小法廷判決を踏まえ、**権利申出公告手続の有無による区分に加え、取戻事由が発生した日から一定期間を経過したときは権利申出公告手続を要しない旨の定めのある区分を設け、当該定めがある場合は、供託原因消滅事由の発生後、一定期間(公告免除期間)を経過した日から起算して10年を消滅時効の完成時とする取扱いに変更することとした。**

※改正の詳細については別紙のとおり

改正前の時効処理等取扱要領 第4の2「営業上の保証供託」(1)取戻請求権の消滅時効の完成時(概要)

- (1) 取戻請求権の消滅時効の完成時
 次のア又はイに定める期間が中断事由なく経過した時に、営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。
 ア 権利申出公告手続の定めがない場合
 → 営業免許の失効若しくは取消し、営業廃止、事業者の死亡又は合併による消滅等供託原因消滅の日の翌日から起算して10年
 イ 権利申出公告手続の定めがある場合
 → アの供託原因消滅事由の発生後、権利申出をするために必要な最低限の期間が経過した日から起算して10年

時効処理等取扱要領の一部を改正 第4の2「営業上の保証供託」(1)取戻請求権の消滅時効の完成時(概要)

- (1) 取戻請求権の消滅時効の完成時
 ア 権利申出公告手続の定めがない場合について
 次の(ア)又は(イ)に定める期間が中断事由なく経過した時に、営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。
 (ア) 供託原因消滅事由の発生後、一定期間を経過したときは、取り戻すことができる旨定めがあるとき → 供託原因消滅事由の発生後、一定期間が経過した日から起算して10年
 (イ) (ア)の定めがないとき → 供託原因消滅事由が発生した日の翌日から起算して10年(従来通り)
 イ 権利申出公告手続の定めがある場合について
 次の(ア)又は(イ)に定める期間が中断事由なく経過した時に、営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。
 (ア) 公告免除規定があるとき
 ① 権利申出公告がされることが明らかでないとき → 供託原因消滅事由の発生後、公告免除期間を経過した日から起算して10年
 ② 権利申出公告がされていることが明らかでないとき
 a 公告をした権利申出期間が明らかでないとき
 → 権利申出公告がされた日から公告をした権利申出期間の経過後、取戻請求ができるようになった日から起算して10年
 b 公告をした権利申出期間が明らかでないとき
 → 供託原因消滅事由の発生後、権利申出をするために必要な最低限の期間を経過した日から起算して10年(従来通り)
 (イ) (ア)の定めがないとき
 ① 公告をした権利申出公告の期間が明らかでないとき
 → 権利申出公告がされた日から公告をした権利申出期間の経過後、取戻請求ができるようになった日から起算して10年
 ② 公告をした権利申出公告の期間が明らかでないとき
 → 供託原因消滅事由の発生後、権利申出をするために必要な最低限の期間を経過した日から起算して10年(従来通り)